

# 全労連運動の到達点と教訓

## I . 7 年余の着実な前進に確信を

全労連は「何よりもまず、労働者の切実な要求実現」と「日本の労働運動の新たな発展をめざす」ことを最大の目的（「結成宣言」）に結成された。

そしてこの7年余、すべての労働者を視野に「人間らしく生き、働くため」に、さらには、国民的共同の一翼として「国民生活と平和・民主主義の擁護」「政治革新」をめざし、産業別全国組合（単産）と都道府県別組合（地方）が力を合

わせて奮闘してきている。

労働者や国民の全面的な状態悪化と切実さを増す要求のもとで、まともな労働組合運動への期待が高まっている今日、その推進力としての全労連の到達点を確認し、これを確信に新たな前進方向を意思統一することが重要になっている。以下は、全労連結成以降の運動の主な到達点と教訓である。

### 1 . 労働者の要求実現のために

#### (1) 切実な要求、国民春闘路線の旗を高くかかげて

全労連は「春闘の積極的なたたかひの伝統を受け継ぎ」、純中立労組懇などと「国民春闘共闘委員会」をつくり、春闘解体・賃金抑制攻撃や賃上げ自粛路線とたたかひ要求の前進と国民春闘の発展に全力をあげてきている。

とりわけ重視してきたのが、大衆的な要求組織運動と生活改善につながる大幅賃上げ要求、すべての労働者を視野に入れた広範な労働組合との共同、地域からの目に見える大衆的な春闘の展開、大企業のぼろ儲けの実態や大幅賃上げの可能性を明らかにする「ビクトリーマップ」、

をはじめ大企業の横暴の民主的規制、さらには国民的に共通する制度・政策課題や悪政にたいする国民的な共同の一翼を担って労働組合の組織力と闘争力を発揮することであった。

全労連や春闘共闘は、日経連・財界の賃金抑制と春闘解体の攻撃を跳ね返し、産業別や全国的な統一闘争を職場や地域から前進させ、額・率で「連合」などの集計を上回る賃上げの実現、さらには、94春闘での年金ストや97春闘での消費税増税阻止など「9兆円の国民負担」に反対するたたかひなど、国民生活防衛闘争の最前線にたち、運動の節目にはストライキをふくむ多様な戦術を行使して、中央や地方で奮闘、広範な労働者と国民諸階層を激励、国民春闘を進展させてきている。

しかし、日経連や財界が「新時代の日本的経営」にもとづき賃金・雇用破壊と春闘そのものを労働者を資本の論理に隷属させる場に変質させてきているもとの、これを跳ね返す本格的なたたかひの強化が重要になっている。

## (2) 人間の尊厳をかけた国鉄闘争、権利擁護のたたかひ

国鉄労働者1,047人の解雇攻撃を国家的不当労働行為として糾弾し、この闘争を「わが国労働組合運動再生の環(第2回臨時大会)に位置づけ、全力をあげた運動を展開している。94年にだされた中労委での「勝利命令」を不服とするJRの対応により、現在裁判闘争として係争中だが、国労の裁判の一部が結審し、裁判所が「和解」へのテーブルづくりをうちだしたことによりたたかひは新たな局面を迎えている。国鉄の分割民営化後10年の経過は、ローカル線の廃止や膨大な累積債務などその問題点を改めて具体的な事実によって国民に明らかにしており、運動のいっそうの強化が改めて求められている。

また、「一人の首切りも許さない」を合言葉に、人減らし「合理化」反対、労働者の権利擁護・争議支援を重視し、解雇撤回や多くの争議の勝利・解決などの貴重な成果も重ねている。とくに「職場に憲法なし」といわれる大企業の人権侵害・反共労務政策とのたたかひでは、東京電力争議の全面勝利や反共労務政策を違法とする最高裁判決をかちとった関西電力争議などの前進に貢献し全国の労働者を大きく励ましていく。

全労連シフトの象徴というべき労働委員会などからの排除反対のたたかひでも、いくつかの地方で穴をあけてきた。また、政府・任命権者に「連合独占見直し」の必要性を指摘した5月15日の中労委・東京地裁の判決は現状打開の大

きな足がかりとなるものである。

真の男女平等と人間尊重をめざす全労連のたたかひは、96年3月の丸子警報器パート労働者差別事件への長野地裁判決、11月の芝信用金庫での女性賃金差別事件での東京地裁判決という男女差別を不当とする2つの勝利判決に結びついている。

## (3) 攻勢的な運動にむけた多様な政策・提言活動

89年末に全労連と密接に協力・共同する学者・研究者・労働組合代表によって「労働総研」を設立し、その協力で「国民春闘白書」を毎年発行。また、91年1月には「カローシ」に象徴される日本の長時間・過密労働の解消にむけた「労働時間、休日・休暇についての全労連の政策」、わが国の低賃金構造の打破とナショナルミニマムの確立にむけての「全国一律最低賃金制にたいする全労連の政策」を発表し、具体的な政策目標にもとづく労働時間短縮や労働基準法抜本改正のたたかひを追求してきた。

95年3月には、産業「空洞化」反対、大企業の横暴への民主的規制を提起する「異議あり、リストラ『合理化』 大企業の社会的責任を求める全労連の提言」労働者と中小企業は日本経済の主役 中小企業に対する全労連の5つの提言「産業空洞化に反対し、国民生活が大切にされる日本経済再建のための提言」、同年11月には「解雇規制立法(素案)」を発表するなど、大企業による大がかりな人減らし「合理化」・地域経済の空洞化反対、「社会的ルール」確立をめざす運動の前進にむけ政策活動を強化してきた。

また、労働諸法制などにかかわる各審議会での審議にむけて政策的申し入れや、国際的にもILOにおける「夜業条約」や「パート労働条約」「家内労働条約」さらには「有料職業紹介所」

や「契約労働」など重要な総会議案、条約・勧告案などにたいする全労連の意見を反映させる

ための努力を積極的におこなってきている。

## 2 . 国民的な共同の一翼を、くらしと福祉 ・ 平和を守って

### ( 1 ) 国民生活擁護、社会保障 拡充のために

全労連は、大企業の横暴や政府の悪政とたたかいながら、労働者・国民の生活擁護にむけ、「軍事費を削ってくらしと福祉・教育の充実を」国民大運動実行委員会とともに、国民的な共同の一翼を担って奮闘してきている。また、一致する課題での他の階層・団体との共同を重視し、「国民本位の不況打開」や「大店法の規制緩和反対」など大企業の横暴に反対する全労連との共同、96年には農民連・全商連・新婦人との「くらしと雇用、営業・営農を守る」四団体キャラバンなどの共同行動も全国的に展開されてきている。

たび重なる年金・医療制度改悪には「中央社会保障推進協議会」に結集して、消費税の導入・税率引き上げには「消費税廃止各界連絡会」とともに、国民大運動との合流も追求しながら、要求と運動前進に奮闘してきている。全労連が提起し、広範な団体と協議中の「最低生活保障要求( ナショナルミニマム )も各階層・団体から期待を集めている。阪神・淡路大震災では、救援活動とともに「生活再建緊急6項目」など政府・自治体に要求と提言活動を行ない、個人補償制度の実現、防災対策の拡充を要求してたたかっている。

単産・地方組織も、それぞれの特性を生かして、行政や教育の民主化、地場産業・地域経済の活性化などに関して積極的な要求と政策を提

案し、個別具体的な課題での国民的な共同行動を進展させている。

地域からの諸団体や住民との多様な共同も発展している。米軍の実弾演習場反対、企業の海外移転の実態調査とシンポジウム、大手スーパーの正月営業反対運動、大企業労働者との地域からの連帯活動、地域の活性化にむけての中小業者との共同行動、等々。これらは「職場と地域」を舞台に、かつてない大きな広がりをつくり、昨今の歴史的・政治的な変化を生みだすうえでも大きな役割を果たしている。

### ( 2 ) 日本の平和と民主主義を まもって

日米安保体制の容認を踏み絵に、70年代後半以降の革新分断と政治戦線・労働戦線の右翼再編がすすみ、今日のオール自民党化した政治と翼賛的体制がつくられ、これを背景に軍国主義復活や自衛隊の海外派兵、民主主義の形骸化が強められている。

全労連は、わが国の労働運動の積極的な伝統を受け継ぐものとして、これらの流れに一貫して反対し、日米安保条約も基地もない、平和な日本と民主主義の擁護をめざして広範な民主勢力とともに奮闘してきている。具体的には、毎年の原水禁世界大会や日本平和大会、青年のピースジャムや反核ライダー、「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」署名、湾岸戦争・自衛隊海外派遣・PKO協力法に反対する国民的なたたかいなど核兵器廃絶と平和擁護のたたかいを

前進させてきた。民主主義擁護のたたかいでは「職場と暮らしに憲法」を合い言葉に、党利党略で国民主権を制限する小選挙区制導入や憲法違反の政党助成金反対、企業団体献金禁止、憲法改悪反対などのたたかいを展開してきている。

沖縄県民が口火をきった米軍基地撤去・日米地位協定見直しの運動は、全国に「基地も安保もいらない」という国民世論と運動を広げている。沖縄県民の要求や憲法の財産権保障よりア

メリカの利益優先の「特措法」改悪はオール与党政治の危険な姿を明らかにしている。日米軍事同盟の地球規模への拡大など日米安保条約とわが国憲法との矛盾が拡大しているもとの、国会に「憲法調査委員会」の設置と明文改憲をめざす公然たる動きが大がかりに表面化、これらとも関連しながら小選挙区制の比例定数の縮小・撤廃という策動も強められており、憲法と民主主義擁護の一大国民闘争の強化が重要な課題となっている。

## 3 . 組織拡大とあらゆる労働組合との共同

### ( 1 ) 組織拡大が着実に前進

全労連は、92年の定期大会で「第一次組織拡大・強化3カ年計画」を決定した。単産・地方組織ごとの「組織拡大月間」や「働く者のホットライン（電話相談）活動」など、「職場と地域」からの系統的で目的意識的な活動を定着させ、計画策定時に136万人の労働者数を現在では144万人（46地方組織・480地域組織）までに拡大してきた。これらと呼応して、パート労働者を全労連結成時の1万7千人から現在4万人に拡大した生協労連など、単産レベルの組織拡大も前進している。

現在は「200万全労連、800地域組織」を目標に、「第二次組織拡大・強化3カ年計画（～98年12月）を実践中であり、この1年ほどの間に約1万人の組合員を拡大している。労働相談活動をつうじて、賃金・労働条件の改善をめざして、連合組織を離脱しての組合結成や全労連への参加などが最近の組織拡大の特徴として指摘できる。これらの到達点は、人減らし「合理化」や賃金・雇用破壊などの攻撃を跳ね返しながらの前進面であり、全労連が「労働者・国民の生活と権

利をまもるうえで不可欠な組織」であることを社会的に明らかにし、新しい組織拡大の条件を広げている。

しかし、5千万人を超える雇用労働者や年々低下する労働組合組織率と増大する未組織・不安定雇用労働者、そしてなによりも要求前進の展望ともかかわる全労連自身の社会的影響力の拡大という点で見ると、これまでの運動の積極的な教訓や改善点を総ざらいしながら、いまこそすべての組織が飛躍をかちとることが重要な課題となっている。

### ( 2 ) 切実な要求にもとづく地域からの共同

全労連は、結成以来一貫して「すべての労働者を視野に入れた」産別や地方・地域の運動の重要性を強調し、95年の定期大会では「総対話と共同」の方針を打ちだし、96年の定期大会ではそれを本格的にすすめるため、広範な労働者の要求結集にむけての「大規模アンケート」のとりくみを決定、消費税の5%への増税中止や医療保険改悪反対の運動とも結合され、多くの単産や地方・地域組織が切実な要求を前面に、これまでの枠を大きく超える共同行動の追求に

踏み出している。

また、「解雇規制法」をめざすとりくみでは、人減らし「合理化」が大がかりにすすめられている「連合」系労組にも共同の輪が広がられている。自治体リストラや寒冷地手当の問題でも、自治労・日教組など「連合」傘下の労働者・労働組合との共同が各地ですすんでいる。「女子保護」撤廃阻止のたたかいでは、会長組合が反対しているのに連合はこの改悪を支持・容認

というもとで、広範な連合傘下の職場組織や女性組織と全労連などとの共同や連帯行動が全国的にも大きく発展している。

これらのことは、われわれが地域の労働組合に直接的な「対話と共同」を呼びかけていくなれば、一致する課題での広範な労働組合との共同を飛躍的に前進させうる条件があることを具体的に明らかにしている。

## 4 . 国際連帯の旗を高くかかげて

全労連は、当面いかなる国際労働組織にも加盟せず、活動の基本を「一致する課題」での二国間交流におき、交流にあたっては各国の自主性の尊重、対等・平等、内部不干涉、特定の国の特権的地位を認めないなどの原則を掲げ、国内の運動を土台とした国際連帯活動を重視してきた。この7年余の間に、15ヵ国・26組織・5国際組織に代表を派遣し、17ヵ国・23組織の代表をうけいれ国際交流・会談、全労連のたたかいを紹介する「ニューズレター」を450の組織に月刊で発送している。

全労連が開催した国際シンポ「日本の労使関係と労働組合の権利（91年11月）アジア・太平洋シンポ「労働者の権利、人権と多国籍企業の民主的規制（94年6月）」は、国際競争力を口実に地球規模の賃金・雇用破壊が進行するもとで、世界の労働組合が直面する課題を明かにし、世界のたたかう労働者・労働組合を激励し、全労連と各国労働組合との交流を深めるうえでも積極的な役割を果たした。95年11月には、国連をはじめアメリカ、フランス、オーストラリアなど5カ国への平和交流団を派遣、反

核・平和運動の労働者、労働組合との交流を深めた。

また、国連・社会開発サミット、世界女性会議に参加して全労連の主張を展開し、パート労働、家内労働、有料職業紹介所、契約労働などの新たな国際労働基準の確立に際しても積極的な提案を行ない、ILO総会への労働代表団選任での日本政府の不当な扱いについて直接総会に提訴。これらの行動を通じて、96年来日したILO労働者活動局長からの要請による全労連との会談ももたれている。

単産・地方組織での国際連帯活動も、労働時間短縮、医療・福祉、建設、交通など多岐にわたって、その労働組合の性格にそってすすめられている。

そしていま、経済の国際化や各国共通の雇用不安、「規制緩和」と「民営化」、社会保障と労働者の権利破壊などにたいいする国際的にも反撃が開始されているもとで、その経験を学び、ともに連帯した運動を強化していくことがわが国の運動自身の発展にとっても重要な課題となってきた。

## Ⅱ . 97国民春闘の総括と教訓

春闘は政府予算案や関連する制度・政策問題が国会で審議される時期とも重なり、それはわが国における労働者と国民の生活・労働条件改善のたたかひの最大の集中点であり、それだけに彼我の力関係や労働組合の団結、闘争力など

が浮き彫りにされるたたかひである。したがって、春闘の総括は全労連運動の到達点、今後の前進方向を明確にするうえでも特別に重要な意味を持っている。

### 1 . 全労連はどうたたかひてきたのか

#### ( 1 ) 全労連の基本的構え、日経連などの対応

全労連は、「9兆円の負担増」など悪政・悪法を阻止し、切実な大幅賃上げ・労働条件改善などの要求実現で生活改善をはかるため、①職場と地域を基礎に大規模な「アンケート」や「総対話」などをつうじて広範な労働者や労働組合の要求結集と共同の拡大、②基本的な労働条件改善のたたかひと「消費税増税中止」「医療保険改悪阻止」「労働法制改悪反対」などの制度政策闘争を両輪に、③悪政阻止や大企業本位の政治・経済の国民本位への転換にむけての広範な国民世論の結集と国民的共同の本格的強化、④職場・地域、産業別の運動強化を土台とした全国統一闘争の強化と消費税増税・健保改悪反対でのスト権確立など積極的な闘争態勢の確立などを「基本的構え」として具体的な運動を展開してきた。

一方、日経連や財界は、「国際競争力の維持・強化」を前面に、「構造改革元年」の春闘として97春闘を位置づけ、「新時代の日本的経営」で明らかにしている「賃上げ幅の抑制」から「賃上げの否定」、賃金・雇用破壊、個別企業の「支

払い能力」による賃金決定で「横並び」の否定、同時に労働組合の分断と資本の戦略へ労働者・労働組合を引きずり込む攻撃を本格的に強化してきた。連合もまた、労資協調路線をいっそう強め、横並び解体と支払い能力による個別企業ごとの賃金決定、業績配分は賃上げより一時金という対応をいっそう強めた。

#### ( 2 ) 運動における特徴はどこにあったか

97国民春闘は、「9兆円の国民負担増」に象徴される悪政などと真っ向から対決して、文字どおり国民春闘、労働者・国民の生活防衛闘争として展開されたが、その運動の主な特徴は次のように指摘できる。(詳細は4月22~23日の第17回評議員会で確認した「97国民春闘の到達点、中間総括」を参照)

第一の特徴は、広範な労働組合とのかつてない規模での「共同」への追求が、「大規模アンケート」や具体的な要求課題での「協力・共同」の申し入れ行動として展開されたことである。

第二の特徴は、9兆円の国民負担反対など悪政阻止の制度・政策闘争と大幅賃上げや労働条件改善の課題が生活改善、国民春闘の両輪をな

すものとして一体的に追求されたことである。

第三の特徴は、悪政阻止・生活防衛の国民的な共同が、かつてない大規模な国会請願署名の集約やこれまで「保守的」といわれてきた諸団体を含む運動として大きく発展してきていることである。

第四の特徴は、国民的な共同の拡大、広範な労働者・労働組合との共同追求、また、目に見

える大衆行動のとりくみなどという点でも、地方・地域での運動が強化され、発展してきていることである。

第五の特徴は、制度・政策闘争でのストライキ権の確立など労働組合の断固とした決意、その組織力・闘争力の発揮が、国民諸階層の共同、総決起を激励、全国的な闘争発展に大きな役割を果たしたことである。

## 2. 主な課題の到達点と基本的な評価

### (1) 9兆円の国民負担阻止など制度・政策課題

#### 1) 消費税増税中止・特別減税の継続、医療保険の改悪阻止

オール与党体制による翼賛の国会のもとで国民の切実な要求が無視され、結果としてほぼ政府案通りの悪法が押しつけられている。

しかし、閣議での消費税5%増税決定後の急速な運動の拡がりによる1200万筆や医療保険改悪阻止にむけての1800万筆の国会請願署名集約、中央・地方でのさまざまな大衆行動の展開などに示されるように、切実な要求に背を向けるオール与党体制による悪政への国民の怒りは、これまでになく広範な国民的共同行動を全国的に発展させてきている。こうした運動の大きな発展は、消費税増税など悪政の実施段階で悪政へのさらなる怒りを拡大し、今後のたたかいの展望と現在の政治を国民本位に転換していくうえで大きな足がかりを築いているといえる。

#### 2) 米軍基地撤去、平和・民主主義擁護

政府は5月14日の沖縄における米軍基地の使用期限切れを前に、土地の強制使用を「合法化」

すべく「特措法」の改悪案を国会に上程、沖縄県民をはじめとする国民の反対意見をおしきって、まともな審議もなしに自民、新進、民主などの賛成でこれを成立させた。

改悪された「特措法」は、憲法が保障する国民の財産権より日米軍事同盟を優先させるものとして、また、沖縄県収用委員会が裁決申請を却下した場合でも継続使用できることを定め収用委員会制度を「骨抜き」するものとして、さらには憲法に保障されている国民の財産権の侵害という点などでも断じて容認できないものである。

同時に、こうした「特措法の改悪」は、今日のオール与党体制が沖縄県民や日本国民の利益よりもアメリカの利益を優先させる「安保容認」前提の翼賛体制であること、さらには日米安保体制こそがわが国の平和と生活を脅かしている根源であることを国民の前に鮮明にしている。

#### 3) 「労働法制改悪反対」「女子保護規定」の撤廃阻止

「女子保護規定」撤廃関連法案が、6月11日の参議院本会議で可決成立させられた。この法案は、ごく当然でわずかばかりの「均等法」の一部改正と引き替えに、財界の要請に応じて労働基準法の唯一の労働時間規制であった「女子

保護規定」を撤廃し、増大する女性労働者を男性並みの長時間・過密労働や「過労死地獄」に駆りだし、対応できない労働者を低賃金・無権利のパートなど不安定雇用労働者に追いやるものであり、女性の地位向上や機会均等・職域拡大とはまったく無縁のもので、結果として男女ともすべての労働者の雇用不安を拡大し労働条件を引き下げたものである。

両連絡会の合同闘争本部が全国的な反対闘争を展開し、国会を包囲するなかで、衆参両院の審議でも「女子保護」撤廃の問題点が浮き彫りにされ、自民党など各党議員からも「男女共通規制」の必要性和法案への反対ないし疑義の指摘が賛成意見よりも数多く出された。にもかかわらず、審議で反対討論した議員を含め日本共産党（参議院では新社会党も）以外すべての政党の賛成で法案が可決されたことは、オール与党政治の問題点とその欺瞞性を明らかにするものである。また、婦人少年問題審議会や中央労働基準審議会の委員を独占し、この「女子保護」撤廃を容認してきた連合の責任は極めて大きいといわざるをえない。

しかしながら、国会の論戦を通じて深夜・時間外労働などの「男女共通規制」の重要性が明らかにされたことや、「女子保護」撤廃によって男女差別の「口実」が失われること、さらには、このたたかいを通じて全国各地から連合傘下組織との共同が大きく前進してきていることなどは、今後の新たなたたかいの足がかりにつながるものである。

## （２）大幅賃上げなど労働条件の改善

### １）大幅賃上げ要求の現時点での到達点

全労連は、97春闘にあたって「3万5千円以上、誰でも2万円以上」の賃上げ目標を提起、

各単産も積極的に大幅賃上げ要求を決定してその実現を追求してきた。

賃上げ要求にたいする最終集計（6月27日・春闘共闘）は、登録組合の約86%で回答を引き出し、その単純平均は9,659円（3.29%）、加重平均で10,849円（3.40%）と昨年比ではほぼ同水準となっている。これにたいし、連合の妥結額の集計（5月30日）では、単純平均7,448円、加重平均8,521円となっている。また、日経連の集計（中小企業・妥結額）では、単純平均8,774円（2.89%）、加重平均8,846円（2.84%）となっている。

### ２）賃上げ回答などに対する基本的な評価

① 連合や日経連、労働省などの集計結果を上まわる賃上げ回答をひきだしているがその水準は全体でみてほぼ昨年並みにとどまっており、この間の実質賃金低下に加えての9兆円の国民負担増にともなう月額1万数千円以上の実質賃下げを考慮するなら、これは我々の要求目標にたらずして不十分というばかりでなく生活改善にはほど遠いものといわなければならない。しかも、個別的には、一部で連合系の類似・競合単産を上まわる回答水準を引き出しているものの、全体としては10数単産（32単産中）が前年水準を下回っていること、さらには、産業別・規模別格差、能力給や業績給などが拡大する傾向にある。

なお、JCなど連合主要単産への回答にたいする基本的な評価については、第17回評議員会で確認した「97国民春闘の到達点、中間総括」を参照のこと。

② 97春闘の総括では、賃上げ回答そのものに対する直接的な評価と同時に、日経連が全面展開をはかってきた「新時代の日本的経営」にもとづく、業績査定にもとづく新人事管理制度やこれと一体となった賃金・雇用破壊、集団交渉や横並び解体、労働組合の変質ととりこみな

どの攻撃をたたかいによってどれだけ跳ね返したのか、この点での職場や地域からの総括が極めて重要になっている。

全労連傘下单産の多くが、産別統一闘争を強化しながら職場や地域からリストラ「合理化」や労働者への支配強化の攻撃を跳ね返し、中小経営者にもわれわれの運動についての支持と理解を拡大しながら、要求を前進させてきていることについては、仲間たちの奮闘の成果として押さえておくことが重要である。

しかしながら、職場における能力給や業績給の拡大は、個々の労働者の賃上げ額を覆い隠しているだけでなく、「能力・業績査定」などによって賃金の決定権を企業側が一方向的に握るものであり、労働者間の競争激化と団結の阻害、労使対等の団体交渉による労働条件決定否認、労働組合運動の形骸化につながっている。ここに「管理春闘」の新たなつよまりの今日的な特徴がある。

こうした状況を打開し賃金闘争の展望をどのように切り開いていくのか、JCや連合主要単産の97春闘における対応や「管理春闘」の新たなつよまりのもとで、統一賃金闘争を中心とした「春闘の現状」を正確に分析し、われわれ自身の新たな運動論の確立が求められている。

### 3) 賃上げ以外の労働条件改善要求の到達点

97春闘における賃金以外の時短・最賃要求等の到達状況については、現在集約中であるが、4月下旬の中間集約では昨年同期を上まわる獲得状況が報告されている。

その特徴は、週40時間制が本年4月から完全実施された関係で、週休二日制や1週あたりの所定内時間の短縮が前進したのをはじめ、年間休日・有給休暇増、時間外労働割り増し率の改善など「労働時間短縮」関係の要求が前進していることにある。また、企業内最賃協定や年齢別

最低保障賃金の改訂、定年延長・退職金増額、さらには、労災上積みや育児休業・介護休業などでの要求が前進している。

中間的な集約とはいえ、「総額人件費」抑制攻撃のもとでこうした諸要求を前進させていることは貴重な成果といえる。

## (3) 97国民春闘の教訓と今後の課題

### 1) 国民春闘のさらなる強化・発展にむけて

オール与党の悪政のもとで国民的共同をいっそう強化することが求められており、国民生活と中小経営を脅かしている悪政や大企業の横暴とのたたかいを本格的に強化することが重要になっている。そのため、全労連と全商連など「一致する課題」での他の階層・団体との具体的な共同行動を重視すると同時に、「国民負担を許さない国民総決起2・27全国統一行動」の教訓を生かし労働者と国民諸階層が一体となった共同行動を本格的に強化するため、これまでの枠を大きく超える広範な労働組合や諸団体、個人などの結集をめざす「国民生活擁護共同行動委員会（仮称）」のような国民的共同の拡大を追求することが重要になっている。

また、全労連としての対政府交渉の強化、政府や労働省などとの実効ある交渉ルールの確立、労働者・国民の要求を少しでも具体的に前進させるため原則性を堅持しつつも柔軟性をもった実利の追求も重要になっている。一致する課題での政党との協力・共同についても、より日常的な相互理解と系統的な追求が必要になっている。

### 2) 労働者・労働組合の共同前進にむけて

労働者の状態悪化と切実さを増す要求、職場

における労資協調路線の矛盾拡大と特定政党支持路線の破綻などのもとで、連合傘下の職場組織を含め多くの労働組合と共通の要求や接点が拡大しており「垣根」が低くなってきている。

「一致する要求」での共同を具体的に前進させるためには、地域の労働組合を直接的に訪問し、双方向での「対話」をつうじて「一致点」をさぐり、共同の条件を拡大すること、さらには、そのためにもこうした活動の担い手をどれだけ職場と地域に大量につくりだすのが決定的に重要なカギを握っており、「10万人オルグ」大運動の具体化など職場や地域から「大量の活動家」を総結集すること、活動家の系統的育成が今日の全労連運動の重要な課題となっている。

### 3) 賃金闘争を中心としたたたかいの前進にむけて

① 政治的变化や国民的共同の広がりを職場での運動発展にどう結びつけるか

昨年の総選挙結果やその後の政治的变化、97春闘でこれまでになく前進した国民的共同のひろがりなどをどれだけ多くの労働者の確信にし、職場の運動の活性化に結びつけるかが重要になっている。また、日本経済の行き詰まりを国民本位に打開するためにも、大幅賃上げや労働者・国民の生活改善が重要であり、今日の政治的变化や国民的共同の広がりが、われわれのたたかいの展望につながることを確信にすることも重要になっている。

そのためにも、情勢やたたかいの展望についての徹底した職場や地域での討論と意思統一、職場や企業の枠を超えた地域の行動にどれだけ多くの労働者の参加を組織するか、誰もが参加できる多様な形態での行動についての工夫などが必要になっている。

また、JMIUの「二方面でのたたかい(労働条件改善をめざす労使関係でのたたかいと社会

的政治的課題でのたたかいの一体的な追求)の教訓—地域での諸行動への労働者の積極的な参加が地域における政治的变化などを労働者の確信にし、職場組織をも活性化させ職場での運動前進と要求実現のたたかいにもつながっている—など単産や地方組織における積極的な教訓を全体のものとしていくことも重要になっている。

② 職場・地域のすべての労働者を視野に、広範な労働者の要求をどう組織するか

職場や地域から活力ある運動を発展させるためにも、労働者の切実な要求をどう本格的に組織し、その大衆的なエネルギーを引き出すのが重要になっている。

また、「大幅賃上げ要求」や「ストライキ」は「情勢・社会の変化を無視した時代遅れの主張や運動」とする経営側の攻撃を打ち破るためにも、職場や地域における圧倒的多数の労働者の切実な要求の結集とたたかうエネルギーの引き出しが重要になっている。

97春闘にむけての「くらしと労働実態・要求アンケート」は、地域の連合職場や中立労組からの協力などにより昨年を15万人上まわる64万人分が集約され、その集計結果は大幅賃上げ要求の正当性や切実性を大衆的に明らかにする武器となっている。

同時に、このアンケートの大規模なとりくみは、地域から広範な労働組合との「総対話と共同」を追求していく具体的な手だてとしても積極的な役割を果たしている。

しかし、全労連の具体的な提起の遅れやとりくみを集中すべき時期に総選挙があったとはいえ、単産や地方組織がたてた目標(総計で200万以上)にほど遠いばかりでなく、全労連の組織人員に比しても半数程度にとどまったことなどは、この運動の重要な意義についての深い意思統一の不足が反映している。

したがって、全労連に参加しているすべての

組合員の要求把握はもとより、広範な労働者の要求での結集とそのことをつうじて春闘をたたかう労働者・労働組合を拡大することなど、このアンケートの運動としての意義や要求目標とアンケートの関係などその位置づけを再度明らかにし、早い時期からのとりくみ開始が必要である。

③ 要求目標のあり方などについて

総額人件費の抑制と産業・規模間の格差拡大、能力給・業績給（企業による査定給）拡大など「賃金破壊」が つよめられているも、これまでのようなベースアップを中心とした賃上げ要求だけでは経営側の攻撃ともかみ合わなくなっており、組合員にとって賃上げ額がわかりやすい賃金闘争をすすめていくうえでも、生計費原則の再確認と同時に年齢別ポイント要求の重視など要求目標の在り方についての再検討が求められている。

今後の賃金要求の統一的な目標としては、大幅賃上げの重要性と同時に、どこでも・誰でも「年齢や職種・産業・地域を問わず「誰でも円以上」とか、すべての産業・地域で「18歳円以上の賃金」など最低引き上げ・底上げ要求を重視し、企業・産業別最賃闘争を強化する必要がある。また、「賃金破壊」と一体となった「総額人件費の抑制」「雇用破壊」、さらには国民への全面的な負担強化などが つよめられているも、これらに対応する統一目標の提起も必要になっている。

④ 回答指定日、統一行動配置などについて  
統一闘争として発展してきているのか、形式

的になりすぎていないか。官民を問わずすべての職場組織が春闘要求を提出し、交渉しているのか。ストライキ権の確立状況やストライキ・統一行動への参加組織や労働者はふえているのか、などについての実態把握など、職場総点検が必要になっている。

日経連や財界の労働者・労働組合分断と思想的にも労働者を資本の側に隷属させようとする攻撃を跳ね返し、産業別統一闘争や全労連・春闘共闘の全国的な統一闘争を発展させるためにも、切実な要求にもとづく職場闘争と職場組織を本格的に強化することが重要になっている。そのためにも、職場の労働者のたたかうエネルギーをひきだし、文字どおり全員参加の運動を展開すること、職場での統一行動と一体で地域の共同行動を発展させている埼玉などの教訓を全国的に活かしていくことなどが重要になっている。

また、経営側の不当な攻撃には断固として反撃しながら要求実現を追求していくため、職場・地域での多様な戦術の追求と同時に、ストライキ体制など揺るぎない強固な闘争態勢の確立をすべての職場で追求することをいっそう重視する必要がある。

さらに、要求実現へのねばり強い追求を全労連全体として統一的にすすめていくためにも、闘争の決着にあたっての統一的な目標、基本的な考え方の提起が必要になっており、要求目標を検討する段階からこの点を考慮していく必要がある。